○農林水産省告示第千五百七十三号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年十一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

別表中

「ニューカッスル病診断用赤血球凝集抗原参照抗原及び参照陽性血清	1組	11,000円」を
「参照ニューカッスル病診断用赤血球凝集抗原用抗原及び陽性血清	1組	11,000円
参照鶏伝染性コリーザ（A型）赤血球凝集抗原用陽性血清	1組	10,700円
参照鶏伝染性コリーザ（C型）赤血球凝集抗原用陽性血清	1組	11,600円」

に改める。

○農林水産省告示第千五百七十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関を登録したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録年月日及び登録番号

平成二十一年十月三十日　第二十五号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ザ・オーガニック・フード・チェーン　オーストラリア・クィーンズランド・オーキー　ビア　トゥウンバ・ブーディア・ブーディアロード・ケルビンホフ　195

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

オーストラリア

(2)　認定を行う事業所の所在地

オーストラリア・クィーンズランド・オーキー　ビア　トゥウンバ・ブーディア・ブーディアロード・ケルビンホフ　195

○農林水産省告示第千五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区金成五三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

金成五三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岩手県一関市東山町松川字町裏ノ上八の一・四九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字町裏ノ上八の一・四九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岩手県一関市川崎町薄衣字高成一一〇の一・一四二・一四四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四一、字矢作舘五二・五三・六一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町森字大名倉二四一四の一六・二四一四の一七・二四一四の一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町森字矢作舘五二・五三・六一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三　(一)　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町森字高成一一〇の一・一四二・一四四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四一、字矢作舘五二・五三・六一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）